## 障害者虐待の防止と対応の手引き(令和5年7月)の主な改訂のポイントについて

## Ⅰ 自治体向け手引き

- 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)」が、令和5年7月に 施行されたことに伴う性犯罪の罪名及び適用要件の改正について記載を追加。
- 令和3年の個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴い、地方自治体の個人情報の適正な取扱いについて、個人情報保護法において全国的な共通ルールが規定されたことを踏まえ、障害者虐待対応時における個人情報の取扱いに係る記載内容を改訂。
- 令和4年12月に成立した精神保健福祉法の一部改正により、令和6年4月から新たに精神科 病院における障害者虐待の都道府県への通報義務等が設けられることを踏まえ、記載を追加。
- 警察署長から市町村長への障害者虐待事案通報票の様式例の一部を改訂。
- やむを得ない事由による「措置後の対応」について、保護された障害者が健康保険の被保険 者等の被扶養者である場合や、国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者である場合、 当事者の申し出によって被扶養者から外す又は被保険者資格を喪失させる取り扱いについて、 関係通知の改正を踏まえて記載内容を改訂。
- 福祉施設従事者等による障害者虐待における市町村による事実の確認について、一つの施設・事業所で複数の支給決定市町村が関わる虐待に関する通報等があった場合の対応に関して、早期の情報共有と適切な対応を図るため、支給決定市町村、施設所在地市町村、都道府県等の各自治体対応の留意事項について、「令和4年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」の成果を踏まえて記載を追加。
- 福祉施設従事者等による障害者虐待における市町村による事実の確認について、特に身体的虐待や性的虐待については、医学的情報も含めたアセスメントが必要であるため、行政に所属する医療職(保健師、看護師等)の活用が重要であること、都道府県とも協力し、医学的な情報や助言を得られる体制の構築が重要であることについて、「令和4年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」の成果を踏まえて記載を追加。
- 福祉施設従事者等による障害者虐待における「性的虐待の防止」について、自治体における 性的虐待の防止に向けた対応を、「令和4年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研 究」の成果を踏まえて記載を追加。
- 福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待に関する通報等による不利益取扱いの禁止について、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されることを明確化。

## 2 施設・事業所従事者向け手引き

- 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)」が、令和5年7月に 施行されたことに伴う性犯罪の罪名及び適用要件の改正について記載を追加。
- 虐待を防止するための取組における「性的虐待の防止」について、「令和4年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」の成果を踏まえて記載内容を拡充。
- 通報等による不利益取扱いの禁止について、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されることを明確化。